

# 7 学校部活動の地域クラブ活動への移行について

## 長野県の状況

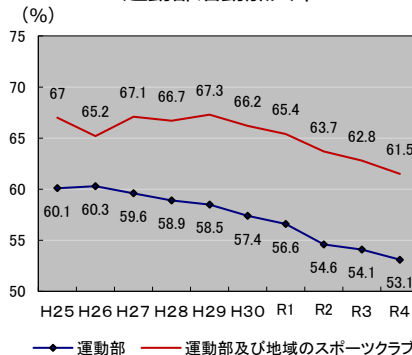
【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

### ● 地域の実情に応じて、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に対する支援を実施

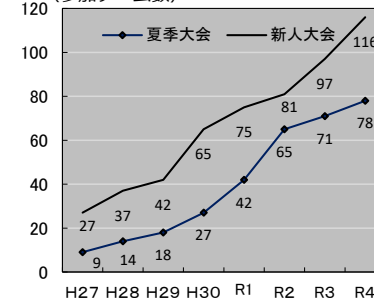
#### 【学校部活動における主な状況】

- ・ 少子化により、公立中学校における運動部の加入者数が減少  
また、運動部活動の統廃合や合同チームによる大会参加が増加
- ・ 学校単位では、部活動の種類が限られ、生徒が希望する種目が選択できない
- ・ 公立中学校において、過去10年以上の間継続して、運動部顧問の6割以上が「競技経験のない競技を指導している」と回答
- ・ 平日の練習や大会引率など、教員の勤務時間外指導等の負担が大きい

運動部活動加入率



合同チームによる大会参加 (参加チーム数)



## 取組

### ○ 県スポーツ・文化芸術活動連絡協議会で県の方針や支援を検討

- ・ スポーツ・文化芸術活動関係団体、教育関係団体、市町村関係者等で構成する連絡協議会で、学校部活動の課題や地域クラブ活動への移行の必要性、地域クラブへの移行に向けた課題について共有し、令和5年秋までに長野県中学生期のスポーツ活動指針の改定を目指す
- ・ 今後、年2回程度協議会を開催し、地域クラブ活動への移行に向けた県の基本的な考え方や課題に対する対応、目指す姿などについて協議・共有する

### ○ 市町村の進捗状況や課題、教職員の意識等を調査し今後の方針に活かす

- ・ 県教育委員会が市町村教育委員会やスポーツ所管部局に対して、地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備の進捗状況や課題、必要な支援等について調査 (R4.11)
- ・ 県教育委員会が公立中学校の教職員に対して、休日のスポーツ・文化芸術活動に係る意識調査を実施 (R5.1)  
兼職兼業を希望する教職員を活用できるよう地域と情報を共有

【市町村の進捗状況】

取組の内容	取組実数	%
担当課内での共有・検討	62/77	81%
学校との共有・検討	54/77	70%
地域のスポーツ団体との共有・検討	38/77	50%
首長との共有・検討	24/77	31%
準備会または協議会の設置	22/77	29%
保護者・地域への説明	16/77	21%
取り組みなし	4/77	5%

【国が想定した支援に対する市町村の要望状況】

支援の内容	希望実数	%
市町村総括コーディネーターまたはコーディネーターの活用	40/77	51%
運営団体・実施主体の整備	31/77	40%
協議会等の運営費	30/77	39%
指導者謝金等	54/77	70%
困窮世帯支援に係るシステム設置・改修	17/77	22%
参加者費用負担軽減	40/77	52%

## 課題

- 休日の学校部活動については地域クラブ活動への移行を進めているが、平日の学校部活動については、「完全に無くなるのか」「勤務時間内で残るのか」といった今後の学校部活動の全体としての方向性が現状では不明瞭
- 本県の特徴として小規模の町村が多いため、複数の市町村が広域で地域クラブ活動の環境整備を行うケースが多い。そのため、**市町村の連絡調整やとりまとめを行う人材が必要**。また、**生徒の移動に関して保護者に負担をかけない支援が必要**
- 市町村からは、保護者負担の増大によりスポーツ・文化芸術活動を諦めることがあってはならないため、**参加者の費用負担をしてほしいという意見が強い**。また、小規模町村や過疎地の小規模校などでは、「受け皿となるスポーツ・文化芸術活動団体がない」「指導者がいない」という声が届いている
- このような町村が多いため、休日の学校部活動を地域クラブ活動へ**移行させるためには多くの時間を要する**。移行完了後にも地域クラブ活動の環境を維持していくためには、令和5年から令和7年までの**改革推進期間後も継続して市町村を支援する必要**



## 提案・要望

### 1 学校部活動の位置づけの明確化

学校部活動のあり方について、基本的な方向性について国の考え方を示した上で、平日を含めた地域クラブ活動への移行についての全体的な方針を早期に明確に示すこと

### 2 休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行するための財政支援

休日の学校部活動を地域クラブ活動に円滑に移行するためには、運営団体・実施主体の確保や体制整備、関係団体との連絡調整を行うコーディネーターの配置、指導者の確保や資質の向上、参加者の費用負担等が必要であることから、実証事業を検証し、必要な財政支援を行うこと

### 3 改革推進期間後の財政支援

地域クラブ活動への移行は、地域の実情に応じて環境整備が進められるため、地域によって進捗状況が異なること、また、移行後の活動を持続可能なものにしていく必要があることから、改革推進期間後も財政支援を継続すること